

(平成25年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

北海道厚生年金 事案 4603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和41年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで
申立期間は、A社C工場から同社本社に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録カード及び失業保険被保険者転入届受理通知書並びに同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和41年10月31日にA社C工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和36年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月21日から同年6月1日まで

A社C工場からD社に異動になったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人に係る辞令台帳及び同社の回答並びにB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社の関連会社であるD社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、D社は、昭和38年9月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。同社及びB社は、「D社が厚生年金保険の適用事業所になる前の従業員の厚生年金保険については、A社において加入させていたと思う。」と回答しており、D社が適用事業所になる前に同社に入社したとする同僚3人(申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。)は、オンライン記録によると、いずれも同社が適用事業所になる前の期間については、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

以上のことから判断すると、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年9月1日より前に同社に勤務していた者については、A社において同保

険の被保険者とする取扱いを行っていたものと認められることから、申立期間について、同社に係る申立人の被保険者資格取得日に係る記録を36年3月21日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和44年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

申立期間は、A社C工場から同社本社に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る失業保険被保険者転入届受理通知書、雇用保険の被保険者記録及び申立人と同時期にA社C工場から同社本社に異動した同僚が所持する申立期間に係る経常給与支払明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和44年8月31日にA社C工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、不明としているが、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において、申立人の資格取得日は昭和44年9月1日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料

について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年9月26日まで

申立期間は、A社のB営業所所長として、工事の受注及び作業員の割り振り等の仕事をしていた。年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が41万円から28万円に減額されているが、そのような事実は無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が同保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年5月31日より後の7年1月4日付けで、4年12月1日に遡って28万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった10人（申立人を除く。）についても、申立人と同様に、平成7年1月4日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において当該事業所の取締役であったことが確認できるが、複数の同僚は、「社会保険事務は経理担当者が行っていた。」と供述している上、オンライン記録によると、当該減額訂正処理日前の平成5年9月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成7年1月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したのとは考え難く、4年12月1日に遡って標準報酬月額の

当該減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。